

新潟市水道局物品契約等に係る履行保証事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、物品の調達等、業務委託（建設コンサルタント業務を除く。）又は物品の賃借に係る契約について、新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第32条及び第33条に規定する契約締結の際付される保証の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 長期継続契約及び単価契約に係る契約保証金の取扱い

長期継続契約に係る契約保証金は契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上、単価契約に係る契約保証金は契約金額に仕様書記載の予定数量を乗じて得た額（以下「執行予定額」という。）の100分の10以上の金額とし、契約の相手方が契約に定める義務を全て履行したときに還付するものとする。

3 契約保証金の免除

- (1) 契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (2) 契約規程第33条第6号で定める金額（単価契約にあつては執行予定額をいう。）は、1,000万円とする。
- (3) 契約規程第33条第7号の特に認めるときは、同条第3号に定める者と長期継続契約又はその他の複数年度にわたる契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に同号に定める契約を2回以上にわたって全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときとする。

4 契約締結時の取扱い

- (1) 総務部経理課長（以下「経理課長」という。）は契約保証の必要な契約の落札者に対して、落札証明書（別記様式1号）を交付する。
- (2) 落札者が落札証明書に基づき、落札後10日以内に保証手続きを行った後、契約保証書類の提出を受け、必要な処理を行う。
- (3) 契約保証に係る具体的な手続きは、落札者が選択した保証の種類に応じて次のとおりとする。

① 契約保証金の納付の場合

ア 経理課長は、落札者決定後速やかに、落札者に納付金額を確認する。この場合においては、納付金額が契約金額の100分の10以上の額（第2項に該当する場合はその額）となること。

イ 経理課長は、契約保証金受払簿（別記様式3号）にその旨を記載した後、新潟市水道事業会計規程（昭和52年水道局管理規程第4号。以下「会計規程」という。）第51条の規定により納入通知書を発行する。

ウ 経理課長は、落札者がイの納入通知書により指定金融機関等に現金を納付した後、落札者から納入通知書兼領収書の写しの提出を受け、これを当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

エ 経理課長は、契約保証金に係る領収済通知を受けたときは、契約保証金受払簿の該当欄に収入の消し込みを行う。

オ 経理課長は、契約書の契約保証金欄に「納付」の字句及び契約保証金の金額を記入する。

② 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供の場合

ア 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券は、無記名の国債若しくは地方債とし、額面金額が契約金額の100分の10以上の額（第2項に該当する場合はその額）となること。

イ 金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手については、担保提供の取扱いを行わず、①の契約保証金納付の取扱いを準用する。ただし、落札者に対して発行する納入通知書には「証券納付」の字句を記入する。

ウ 経理課長は、落札者からアの有価証券の提出を受けたときは、会計規程第53条の規定により受領書（有価証券保管証書（別記様式第2号））を交付し、その写しを当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴るとともに、有価証券受払簿（別記様式4号）にその旨を記載する。

エ 経理課長は、ウにより受領した有価証券を保管管理する。

オ 経理課長は、契約書の契約保証金欄に「担保提供」の字句を記入する。

③ 金融機関等の保証の場合

ア 保証を求めることができる金融機関等の範囲は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関又はそれに準ずる金融機関とする。

イ 保証金額は、契約金額の100分の10以上の額（第2項に該当する場合はその額）とし、保証債務の履行請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されていること。

ウ 経理課長は、落札者から保証書の提出を受けたときは、その写しを当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴るとともに、保証書受払簿（別記様式5号）にその旨を記載して、保証書の原本を保管管理する。

エ 経理課長は、契約書の契約保証金欄に「担保提供」の字句を記入する。

④ 履行保証保険による保証の場合

ア 保証金額は、契約金額の100分の10以上の額（第2項に該当する場合はその額）とし、保証期間又は保険期間が契約期間を含むものであること。

イ 経理課長は、落札者から履行保証保険証券（履行保証保険証券に代えて、電磁的記録であって、金融機関等が定め水道事業管理者が認める措置を講ずる場合を含む。）の提出を受けたときは、その原本（電磁的記録の場合あってはその写し。）を当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

ウ 経理課長は、契約書の契約保証金欄に「全部免除」又は「一部免除」の字句を記入する。

5 契約の相手方の債務不履行が発生した場合の取扱い

(1) 経理課長は、契約規程第35条第1項各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、その実情に応じて速やかに次のいずれかの措置をとるものとする。

① 契約の相手方から契約規程第34条の規定により違約金を徴収して、契約を履行させること。なお、単価契約の場合は、契約規程第34条の規定による違約金の金額は

遅延日数 1 日につき執行予定額の 1,000 分の 1 以上の割合とすること。

- ② 契約規程第 35 条第 1 項の規定に基づき、契約を解除するとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 2 項の規定及び契約条項で定めるところにより違約金（以下「解除違約金」という。）を徴収すること。

- (2) (1)の②により解除違約金を徴収することとなったときは、契約の相手方が選択した保証の種類に応じて、次のように取り扱うものとする。なお、解除違約金の金額が、次により水道局に帰属する金額を超えているときは、当該超過額を契約の相手方から徴収する。

- ① 契約保証金の納付を選択している場合

- ア 契約保証金を水道局に帰属させる手続きをとること。

- ② 有価証券の提供を選択している場合

- ア 有価証券が国債又は地方債の場合は、保管有価証券を水道局に帰属させ、これを現金化して収入とする手続きをとること。

- イ 金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手については、①の手続きを準用する。

- ③ 金融機関等の保証を選択している場合

- ア 金融機関等に対し、契約の相手方に通知した契約解除通知書（別記様式 6 号）の写しを提出して、保証金の請求手続きをとること。

- イ 金融機関等に対する保証金の請求及び受領の手続関係書類の写しを当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

- ④ 履行保証保険による保証を選択している場合

- ア 保険会社に対し、契約の相手方に通知した契約解除通知書の写しを提出して、保険金の請求手続きをとること。

- イ 保険会社に対する保険金の請求及び受領の手続き関係書類の写しを当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

6 契約の履行時の取扱い

- (1) 契約の相手方が契約規程第 37 条第 1 項の規定による履行検査に合格したときは、契約の相手方が選択した保証の種類に応じて、次のように取り扱うものとする。

- ① 契約保証金の納付を選択している場合

- ア 契約の相手方は、代金の支払請求と同時に、4 の(2)の①のイにより交付された納入通知書兼領収書を経理課長に返還し、契約保証金払戻請求書（別記様式 7 号）により契約保証金の払戻しを請求する。

- イ 経理課長は、アにより契約保証金の払戻請求を受けたときは、次のように取り扱うものとする。

- (ア) 契約の相手方から返還された納入通知書兼領収書に、出納員として払戻しを行う旨を付記し、これに押印する。

- (イ) 会計規程第 51 条の規定より、契約保証金払戻請求書に(ア)の納入通知書兼領収書を添付して、支出手続きをとるとともに、契約保証金受払簿にその旨を記載し、当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

- ② 有価証券の提供を選択している場合

ア 契約の相手方が提出した有価証券が国債又は地方債の場合は、次のとおり取り扱う。

(ア) 契約の相手方は、代金の支払請求と同時に、有価証券還付請求書（別記様式 8 号）により保管有価証券の還付を請求する。（ただし、契約の相手方が有価証券保管証書を紛失した場合は、有価証券保管証書紛失届（別記様式 9 号）をもって還付請求できるものとする。）

(イ) 経理課長は、(ア)により契約の相手方から還付請求を受けたときは、会計規程第 53 条の規定により、4 の(2)の②のウにより交付された有価証券保管証書を提出させ、これと引換えに保管有価証券を還付し、有価証券受払簿にその旨を記載する。

(ウ) 契約の相手方から提出された有価証券保管証書は「還付済」の字句を記入し、有価証券還付請求書に添付して、当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

イ 金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手で納付している場合は、①の手続きを準用する。

③ 金融機関等の保証を選択している場合

ア 経理課長は、現に保管している金融機関等の保証書を契約の相手方を通じて当該金融機関等に返還することとし、引換えに契約の相手方から保証書等受領書（別記様式 10 号）の提出を受け、保証書受払簿にその旨を記載する。

イ 契約の相手方から提出された保証書受領書は「還付済」の字句を記入して当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

④ 履行保証保険による保証を選択している場合

ア 契約を履行した場合においても、保証証券をそのまま当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴っておく。

7 契約金額を増額変更する場合の取扱い

(1) 契約金額の増額変更に伴う保証の額の増額請求は、契約金額の増額変更率が 30% を超える場合に行うものとする。

(2) (1)において、保証の額の増額請求をする場合は、経理課長は保証の額を変更後の契約金額又は執行予定額の 100 分の 10 以上の額とするよう契約の相手方に請求するものとする。

(3) 契約の相手方が契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、変更契約の締結に合わせて、契約保証金の増額又はこれに相当する価格の有価証券の追加について、4 の(3)の①又は②に掲げる手続きに準じた手続きをとるものとする。

(4) 契約の相手方が金融機関等の保証を選択している場合は、(2)による保証の額の増額変更について、契約の相手方がそれぞれ所定の手続きを行った後、変更契約の締結に合わせて、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類の提出を受ける。この場合において、経理課長は、提出された書類の写しを、変更契約書（電磁的記録の場合にあってはその写し。）とともに当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴るとともに、保証書受払簿にその旨を記載して、保証書の原本を保管管理する。

(5) 契約の相手方が履行保証保険による保証を選択している場合は、(2)による保証の額の

増額変更について、契約の相手方がそれぞれ所定の手続きを行った後、変更契約の締結に合わせて、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類の提出を受ける。この場合において、経理課長は、提出された書類は、変更契約書（電磁的記録の場合にあってはその写し。）とともに当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

8 契約金額を減額変更する場合の取扱い

- (1) 契約金額の減額変更に伴う保証の額の減額請求は、原則として認めないものとする。
- (2) 特別の事情により保証の額の減額請求を認める場合は、契約の相手方に保証の額を変更後の契約金額又は執行予定額の100分の10以上の金額に保たれる範囲での減額変更を請求させよう、次のように取り扱うものとする。
 - ① 契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、変更契約の締結に合わせて、契約保証金の減額分の払戻し又はこれに相当する価格の有価証券の還付について、6の(1)の①又は②に掲げる手続きに準じた手続きをとる。
 - ② 金融機関等による保証を選択している場合は、保証の額の減額変更について、契約の相手方がそれぞれ所定の手続きを行い、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類の提出を受け、当該変更にかかる契約を締結するものとする。この場合において、経理課長は、提出された書類の写しを変更契約書（電磁的記録の場合にあってはその写し。）とともに当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴るとともに、保証書受払簿にその旨を記載して、保証書の原本を保管管理する。
- (3) 契約の相手方が履行保証保険による保証を選択している場合は、保険金額の減額変更が行われないことになっているから、保証の額の減額請求は認めないものとする。

9 履行期間又は履行期限を変更する場合の取扱い

- (1) 履行期間又は履行期限の延長を行おうとする場合で、現行の保証期間が変更後の契約期間を含まないときは、次のように取り扱うものとする。
 - ① 契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、保証期間は契約期間と同一のものと解されるため、変更契約の締結手続きのみ行う。
 - ② 金融機関等による保証を選択している場合は、契約期間の延長について、契約の相手方がそれぞれ所定の手続きを行った後、変更契約書の提出に合わせて、延長に係る保証書、異動承認書その他の書類の提出を受ける。この場合において、経理課長は、提出された書類の写しを、変更契約書（電磁的記録の場合にあってはその写し。）とともに当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴るとともに、保証書受払簿にその旨を記載して、保証書の原本を保管管理する。
 - ③ 履行保証保険による保証を選択している場合は、保険期間は契約の履行まで存していることから、変更契約の締結手続きのみ行うこと。
- (2) 契約期間の短縮を行おうとする場合は、保証期間の短縮変更を行わず、変更契約の締結手続きのみ行うものとする。

10 履行遅滞時の取扱い

履行遅滞により5の(1)の①の措置をとる場合においては、保証期間内に契約の履行が見込まれる期日が含まれるよう当該保証期間を延長するものとし、その手続きは、9の(1)に準ずるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。